

第 1 部

序 論

第 1 章 総合計画の策定にあたって

第 2 章 鞍手町を取り巻く時代の潮流

第1章 総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

鞍手町では、これまで目指すべき将来像を示し、その実現に向けた施策を総合的・体系的に総合計画として策定し、町政運営に取り組んできました。

直近では、平成28(2016)年3月に「第5次鞍手町総合計画」(以下、「第5次総合計画」という。)を策定し、令和6年度までの町の将来像である『新たな力で躍動するまち くらて』の実現に向け、総合的かつ計画的に各種施策を展開し、まちづくりを進めてきたところです。

総合計画は、平成23(2011)年8月の地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正により計画の基本部分である「基本構想」の策定義務がなくなり、策定の判断は市町村に委ねられることとなりました。本町においては、策定義務がなくなったとはいえ、まちづくりを進める上での総合的な指針は必要であるとの考えから、議会の議決事件に関する条例(平成27年条例第1号)第2条に「鞍手町総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関すること」を規定し、町議会の議決を経た上で引き続きまちづくりの総合的指針である総合計画を策定することとしております。

前計画である第5次総合計画の後期基本計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、思うように進まなかった事業もありました。これまでの総合計画は、基本構想及び基本計画の2層の計画として進捗を管理していましたが、第6次鞍手町総合計画(以下、「第6次総合計画」という。)は、毎年度の取組の成果を細かく検証しながら、これまで以上に計画的に町政を推進すべきとの考えから、基本構想、基本計画及び実施計画の3層の計画とし、柔軟に対応していくこととしました。



(2) これまでの変遷

鞍手町は、昭和 47 (1972) 年に第 1 次鞍手町総合計画を策定し、第 2 次鞍手町総合計画を策定した昭和 60 (1985) 年以降は、およそ 10 年間を計画期間としてまちづくりに取り組んできました。

第 1 次鞍手町総合計画

第 1 次

計画期間 昭和 47 年度～昭和 59 年度
将来像 工業、農業、住宅の三本の柱

第 2 次鞍手町総合計画

第 2 次

計画期間 昭和 60 年度～平成 7 年度
将来像 ①みんなで育てる町
②明るく住みよい生活環境の町
③みんなでしあわせと人づくりを進める町
④豊かさと活力のある町

第 3 次鞍手町総合計画

第 3 次

計画期間 平成 8 年度～平成 17 年度
将来像 やさしさと躍動感あふれる快適生活拠点都市鞍手
【キャッチフレーズ】 **ハートフルステーションくらて**

第 4 次鞍手町総合計画

第 4 次

計画期間 平成 18 年度～平成 27 年度
将来像 みんなの力で今 動きだす 鞍手
【キャッチフレーズ】 **人の力が地域の力**

第 5 次鞍手町総合計画

第 5 次

計画期間 平成 28 年度～令和 6 年度
将来像 新たな力で躍動するまち くらて
【キャッチフレーズ】 **未来につなぐ つながる 希望の芽**

2. 総合計画の役割

（１）まちづくりの羅針盤

価値観が多様化する中、地方分権が進み、地域の独自性がまちづくりに求められるようになっていきます。

総合計画は、選ばれるまちとなるため、目指すべきまちの将来像を描き、自立した魅力ある自治体の実現に向け、町政のとるべき方向性を示す「まちづくりの羅針盤」としての役割があります。

（２）職員の行動指針

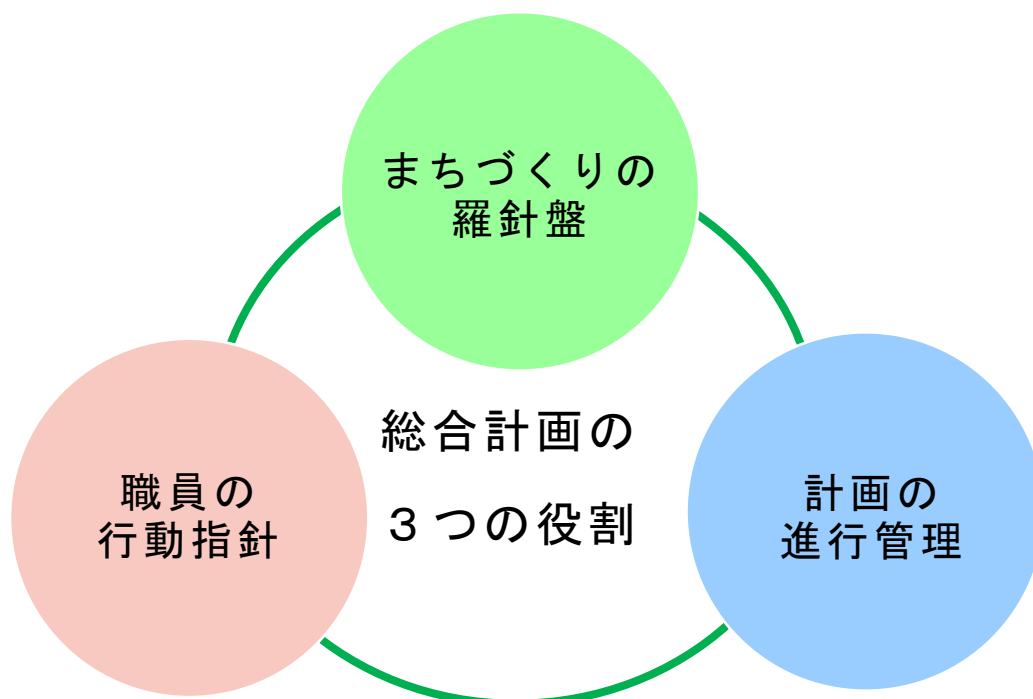
本町がより良いまちとなっていくためには、行政のみならず、町民や事業者など本町に関わる人がまちに愛着をもち、まちづくりを自身のこととして捉え、同じ方向に向かって歩んでいくことが必要です。

本計画は、住民全体で共有する本町の将来像等を示すのみではなく、目指すべき方向性や実現するための手段を共有する職員の行動指針としての役割を持っています。

（３）計画の進行管理

総合計画で示した施策の方向性は、毎年度、具体的な事業として計画し、予算化して実施していきます。

その成果はしっかりと分析・評価し、次年度の施策へ活かしていかなければならないため、分かりやすい指標を示し、実施状況、目標に対する達成度を明確に捉えるための役割も担っています。

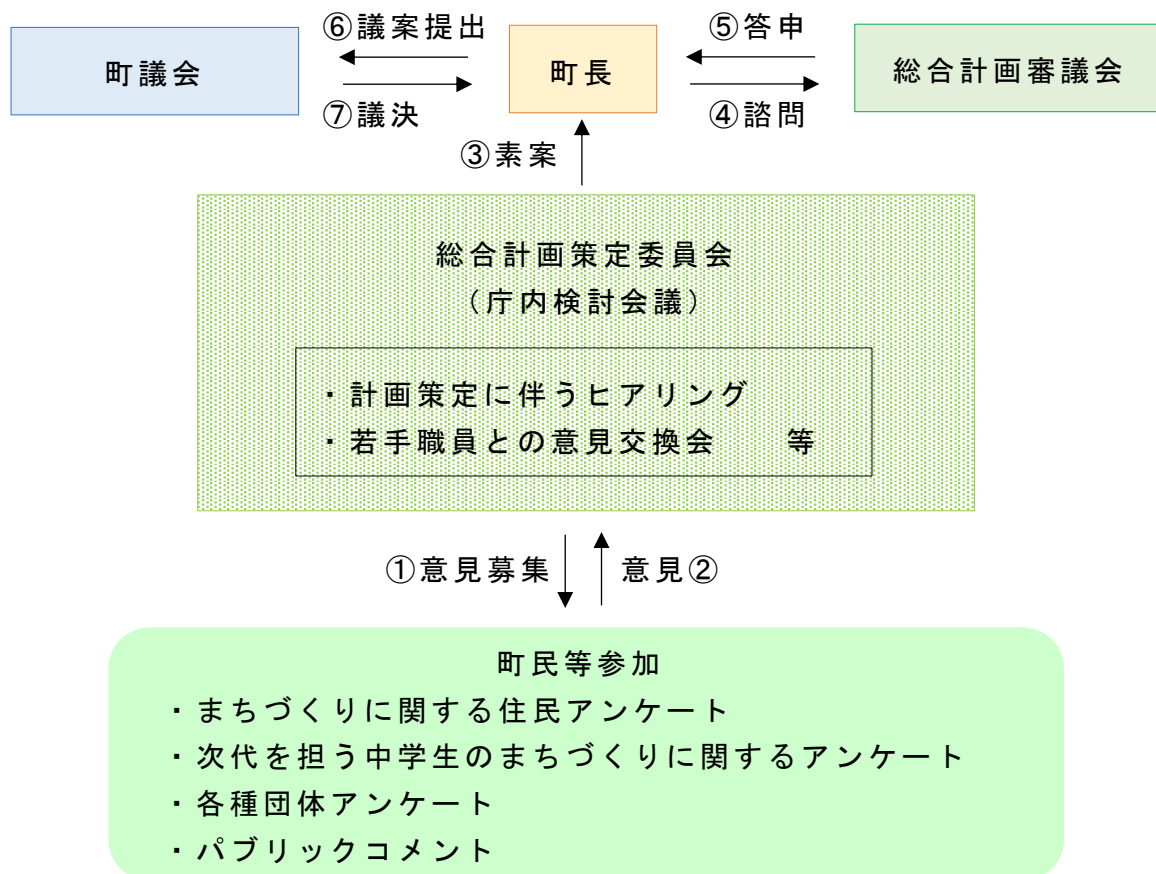


3. 総合計画の策定体制

本町では、これまで、庁内に総合計画策定委員会と下部組織であるプロジェクトチームを設置して総合計画を策定してきました。職員で構成するプロジェクトチームでは、行政分野ごとに課題を洗い出してそれぞれ対応策を検討し、副町長・教育長・管理職で構成する策定委員会に提案してブラッシュアップした上で総合計画の素案として整理していました。

今回は、総合計画が町の最上位計画であり、職員が一丸となって意識的に取り組むべきものであることを踏まえ、プロジェクトチームは設置せず、所管分野に精通する各部署において課題を洗い出して対応策を検討し、町長及び策定委員会によるヒアリングを経て素案を策定いたしました。また、前計画である第5次総合計画の策定以降に採用された若手職員に総合計画を意識づけるため、当該若手職員と町長・副町長による意見交換会を実施し、新たな発想や若手職員ならではのアイデア等を聴取し、素案作成の参考としました。

総合計画の素案は、民間も含めた外部委員で構成する鞍手町総合計画審議会へ町長が諮問し、その内容が審議されます。その後、審議会から審議結果が意見として町長に答申され、意見を踏まえて修正した素案を町長が町議会に議案として提案し、審議・議決を経て正式に総合計画として策定されます。

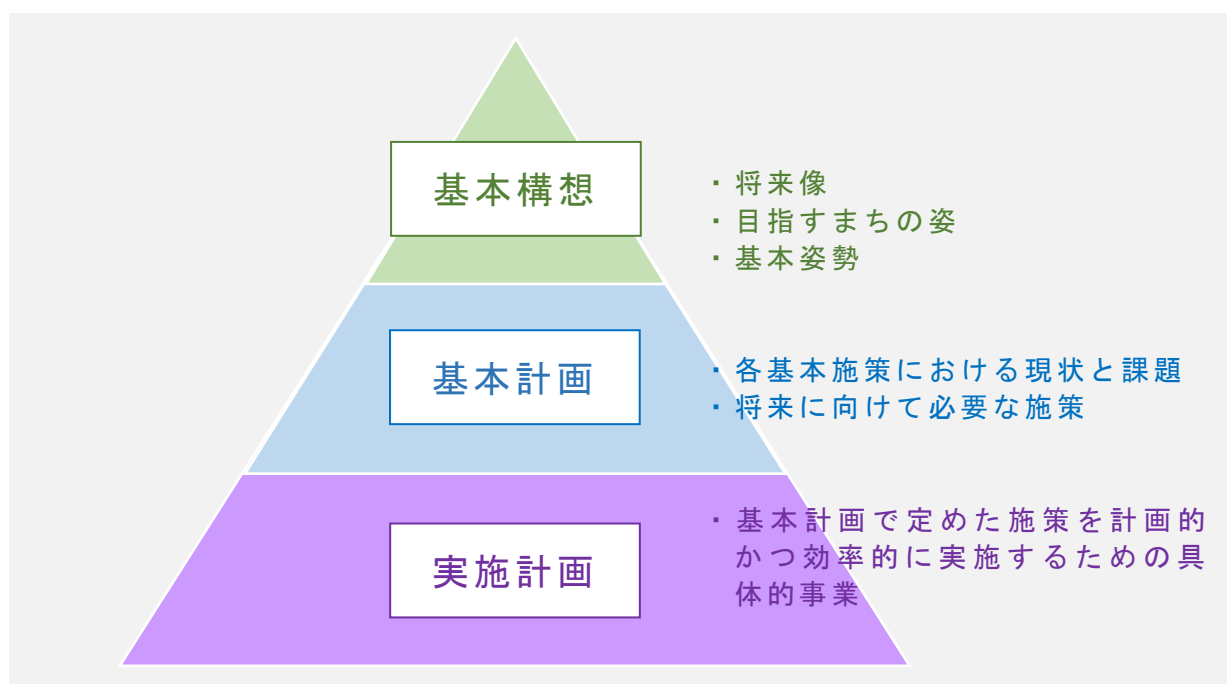


4. 総合計画の構成・期間

（１）計画の構成

総合計画における町の最重要課題と平成 27（2015）年度に本格的に取り組が始まった地方創生のテーマは、ともに「人口減少問題」であり共通しています。このため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）の規定や国の方針により地方創生の取組のために策定を求められている「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を総合計画に包含し、一体的に策定しています。

本計画は、広い視野と長期的な視点に立ち、目指すべき姿とその実現に必要な方策を明らかにするため、目指すべき将来像を示した「基本構想」、それを実現するための具体的方策である「基本計画」、基本計画を効果的に進めるための具体的な事務事業を示した「実施計画」の 3 層で構成しています。



（２）基本構想

これまでの計画の取組を評価・検証した上で、「人口減少」、「少子高齢社会の到来」など、本町のこれからの政策・施策展開に重大な影響を及ぼすと考えられる課題を抽出しながら、改めてまちづくりの基本となる理念を掲げ、将来像の実現に向けた基本目標及び行動目標（重点施策）を示すものです。

なお、基本構想の計画期間は、令和 7（2025）年度から 10 年間です

計画期間 令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度まで（10 年間）

（３）基本計画

基本構想を実現するために、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けたより具体的な施策の内容を示すものです。

基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間を前期と後期に分け、前期計画期間を５年間、後期計画期間を５年間としています。

なお、後期基本計画については、前期基本計画の効果検証を踏まえ策定します。

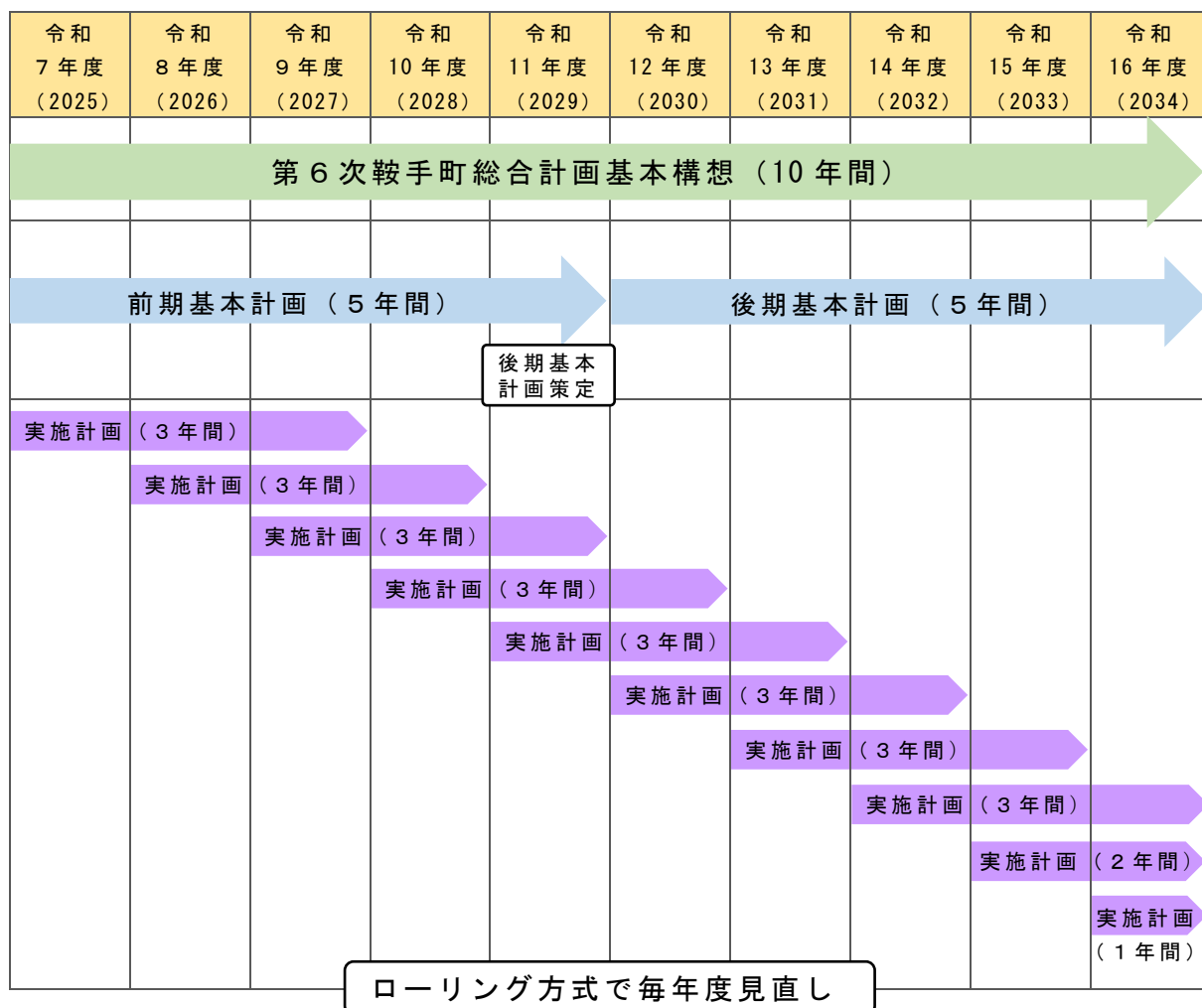
前期基本計画	令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度まで（５年間）
後期基本計画	令和12（2030）年度から令和 16（2034）年度まで（５年間）

（４）実施計画

基本計画を効果的に推進するための具体的な事務事業を示すものです。

実施計画に掲げる事業は、毎年度実施する効果検証の結果による見直しのほか、必要に応じて新規事業を追加するなど、状況に応じて柔軟に対応することとしています。

実施計画の計画期間は３年間を基本とし、計画の進行管理の根幹を成すものであることから、ローリング方式により毎年見直ししながら運用します。



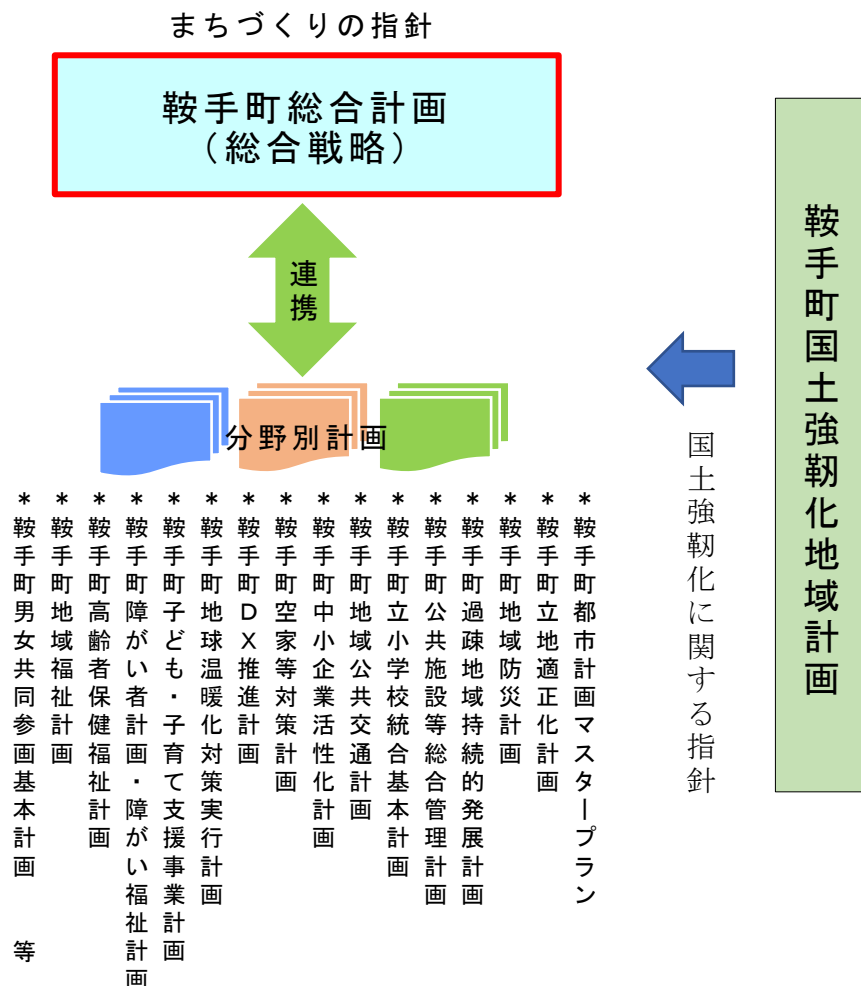
5. 横断的な視点

(1) 本計画と各種計画の位置付け

本計画は、目指すべき姿を示すとともに、町政の各分野における施策の方向性を示す「まちづくりの羅針盤」となる計画であることから、分野別の各種計画と連携して取り組んでいきます。

また、本計画は、まち・ひと・しごと創生法に規定する地方版総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）としても位置付け一体的に取り組んでいきます。

加えて、国土強靱化に関する事項においては、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、令和2（2020）年11月に策定した鞍手町国土強靱化地域計画を改訂し取り組んでいきます。



※総合計画や分野別計画の中で、国土強靱化に関する事項は、鞍手町国土強靱化地域計画が上位計画となります。

（２）SDGs との一体的な推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

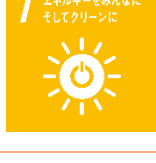
以上のことから、SDGsの理念に沿って持続可能なまちづくりや地域の活性化に取り組むことで政策全体の最適化や課題解決の加速化といった相乗効果が期待できるほか、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、第5次総合計画後期基本計画に引き続きSDGsの視点を取り入れ、持続可能なまちづくりを目指します。



▲SDGsの17の国際目標アイコン（出典：国際連合広報センター）

なお、SDGsの進むべき方向性に合致する基本計画及び実施計画には、17のゴールのアイコンのうち、当てはまるものを掲げています。

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

 1 貧困をなくそう	目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 14 海の豊かさを守ろう	目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさを守ろう	目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 17 パートナシップで目標を達成しよう	目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

第2章 鞍手町を取り巻く時代の潮流

1. 時代の潮流と本町の動向

時代の潮流は、町民の暮らしや企業活動だけでなく、行政におけるあらゆる分野にも影響を及ぼします。

本町の現状や本町を取り巻く課題も時代の変遷とともに常に変化しており、その時代に合った対策が求められています。

（1）新型コロナウイルス感染症の影響

日本国内では令和2（2020）年1月に確認された新型コロナウイルス感染症は、人々の健康や生命を脅かすとともに全世界で大流行し、わが国においても社会経済が停滞して未曾有の危機に陥り、町民の安全安心な暮らしへの脅威となりました。令和2（2020）年及び令和3（2021）年には緊急事態宣言が発出され、飲食業や観光業をはじめ多くの業種が打撃を受け、日本経済の低迷を引き起こすとともに、医療提供体制にも大きな影響を与えました。

また、不要不急の外出自粛要請に加え、学校や商業施設に対する営業自粛要請、感染防止対策を徹底するための新しい生活様式への適応など、人々の生活を一変させました。

この結果、労働者の働き方や子どもたちへの教育、人々の価値観、社会のしくみなどが大きく変わり、こうした社会変容を踏まえたウィズコロナ、ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。

令和5（2023）年5月、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けは、「新型インフルエンザ等感染症」のいわゆる2類相当から5類感染症に移行し、人々の生活もコロナ禍前の日常を少しずつ取り戻しながらウィズコロナのもと社会経済の正常化が進んできています。

（2）人口減少と少子高齢化の進行

人口減少と少子高齢化は、社会や経済にさまざまな問題を引き起こします。人口減少と少子高齢化の要因としては、価値観の多様化による未婚率の上昇や女性の社会進出の進展による晩婚化、結婚から出産までの年数の長期化等の要因があるとも言われています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）は、令和2（2020）年の国勢調査の結果をもとに、自治体別の人口推計を公表しましたが、それによると30年後の令和32（2050）年の日本の総人口は、1億400万人余りになると予想され、東京を除くすべての都道府県で人口が減少する見込みであるとされま



した。

経済においては、労働人口の減少により経済成長が鈍化して経済規模が縮小し、平成 22（2010）年に始まった人口減少と同時に急速な高齢化が進行しています。

本町においては、炭鉱の全盛期を除けば、昭和 60（1985）年をピークに人口が減少しており、特に平成 7（1995）年以降は、5 年間で約 1,000 人のペースで減少しています。

平成 26（2014）年 5 月に民間組織である日本創成会議人口減少問題検討分科会が 2040 年までの 30 年間で 20 歳から 39 歳までの女性人口の減少率が 50%を超える 896 の自治体を「消滅可能性都市」として公表し、本町においては減少率が 68.1%になるとの予測が示され、福岡県内において最も高い減少率となっていました。

それから 10 年後の令和 6（2024）年 4 月、再び民間組織である人口戦略会議が公表した地方自治体「持続可能性」分析レポートでは減少率が 50.5%となり、県内ワースト 8 まで改善しながらも「消滅可能性都市」であるとされました。

しかし、この 10 年間で 17.6%もの改善が見られ、改善幅は県内 60 市町村のうち上から 15 番目に当たる大幅なものとなり、これまでの取組の成果が徐々に表れてきています。

県内では、福岡都市圏で人口増加が続いており、周辺自治体にもその影響が及んでいます。本町には、鞍手インターチェンジ（以下、「鞍手 IC」という。）や JR 鞍手駅があり、福岡都市圏へのアクセスも良好であることから、このポテンシャルを活かした取組が求められています。

（３）景気・経済の変化

新型コロナウイルス感染症や令和 4（2022）年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵略などによる社会情勢の変化や円安の進行は、エネルギーや食料品、資材等の価格上昇をもたらした住民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしています。

令和 6（2024）年においては、物価高による内需の低迷を背景に、景気は足踏みしています。雇用が緩やかに改善して名目賃金が増加する一方で、物価高により実質賃金が低迷していることに加え、コロナ禍後の需要の回復が一巡したこともあり、個人消費は思わしくない状況となっています。

今後は、町内において事業所や小売店の減少も予想されることから、就労や買い物などの日常生活への更なる影響が懸念されます。

（４）社会保障問題

国においては、日本の社会及び社会保障制度は、人口構造の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がりなどの問題に直面しており、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が求められています。

さらに、次代を担う若年層の雇用環境は極めて厳しい現状にあり、若い世代が夢を持てる環境の整備が喫緊の課題となっています。

社会保障改革では、高齢化が一層進んだ社会においても、必要なときに必要なサービス・給付が適切に行われる社会保障制度を構築し、現役世代、将来世代に持続可能な制度を引き継いでいくこととしています。

経済状況が大きく変化する中、国民生活の安心を確保するためには、社会保障制度を根本的に改革する必要がある、国民にとって利便性が高く公平・公正なしくみが求められています。

（５）災害リスクの拡大と安全・安心への意識の高まり

地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素のわが国の排出量は、国際的にみて高い水準となっています。

平均気温の上昇に伴う気候変動もあり、集中豪雨や豪雪、台風等の被害が激甚化するなど自然災害のリスクは年々拡大しています。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災、平成 28（2016）年 4 月に発生した熊本地震、平成 29（2017）年 7 月の九州北部豪雨、さらには、令和 6（2024）年 1 月に発生した能登半島地震など、地震・風水害を始めとする自然災害が頻発しており、安全・安心への意識は一層高まっています。

このため、災害を最小化する「減災」や「自助・共助・公助」の実現に向けた防災意識の向上、地域の支え合いを基盤とした自主防災組織の強化など、災害に強いまちづくりがこれまで以上に求められています。

また、大規模災害時にもすみやかに対応できるよう、実効性のある避難支援を行うため、42 行政区に自主防災組織（地域コミュニティ）を活用した自助・共助・公助のしくみを広め、いざという時の体制づくりの強化にも努めなければなりません。

南海トラフ地震や首都直下型地震が今後 30 年以内に発生する確率は約 70% であるという予想もあり、甚大な被害が懸念されます。

一方、高度経済成長期以降に整備した社会資本は、老朽化が全国で深刻な問題となっており、道路・橋梁などの都市インフラだけでなく、公共施設の維持管理・更新や老朽化対策も急務となっています。

本町においても道路・橋梁をはじめとするインフラだけでなく、公共施設の維持管理費用を平準化するとともに長寿命化にも取り組み、国土強靱化の基本的な考えに沿って、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

（６）脱炭素社会に向けた取組の推進

世界各国における地球温暖化対策では、平成 27（2015）年 12 月に京都議定書以来 18 年ぶりの拘束力のある国際的な合意文書として採択された「パリ協定」や平成 30（2018）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」といった国際的な枠組みや研究成果に基づき、令和 32（2050）年までのカーボンニュートラルの実現が目標として掲げられています。

地球温暖化に起因する気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、異常気象の頻発、雪氷の融解、海面水位の上昇なども地球



温暖化が要因の一つであると言われています。

特に二酸化炭素(CO2)は、人類の社会・経済活動の拡大によって増加するため、地球温暖化に最も影響を及ぼす温室効果ガスであるとされています。

国においては、平成 28 (2016) 年 5 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」を令和 3 (2021) 年 10 月に改定し、同年 4 月に表明した「令和 12 (2030) 年度において、温室効果ガス 46%削減(平成 25 (2013) 年度比)を目指すこと、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦を続けること」を踏まえた中長期の戦略的取組や基本的な考え方などを示しました。削減目標の 46%のうち、地方公共団体を含む業務その他部門では約 51%削減(平成 25 (2013) 年度比)を目標にしており、温室効果ガス排出量の削減に向けた行政自らの率先した取組が求められています。

このため、本町では以前から防犯灯のLED化や鞍手中学校への太陽光発電の導入などの取組を行ってはいましたが、令和 3 (2021) 年 3 月に県内で 6 番目に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和 32 (2050) 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指して温室効果ガス排出量の削減に向けたさまざまな取組を行っていくことを表明しました。その一環として、令和 7 (2025) 年 1 月に開庁した新庁舎には太陽光発電を整備し、隣接する公共施設群を自営線でつないだマイクログリッド網を整備しています。

(7) 技術革新による時代の変化

近年、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)、多様かつ複雑な作業を自動化するロボットなどに代表される技術革新が世界規模で進展しています。

国においては、最先端技術を取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるような新たな社会「Society5.0」の実現を目指しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとして行政のデジタル化の遅れが露呈したことから、令和 3 (2021) 年 5 月にいわゆるデジタル改革関連法が成立し、同年 9 月にデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するデジタル庁が設置され、マイナンバーカードの利便性向上の見直しなど、国民目線での行政サービスの向上につながる取組が推進されています。

現代では、スマートフォンやタブレット端末が普及してきており、場所にとらわれず双方向での情報交換や即時的な情報共有が容易になったほか、情報技術が進展する中において、時間と場所にとられない働き方やインターネット上での商取引が一層普及するなど、国民の生活に多様性と利便性がもたらされています。

一方で、個人情報情報の漏洩やインターネットを通じたいじめ・犯罪、SNSでの誹謗中傷などの新たな問題も発生しているほか、インターネットを使えない人と使える人との情報格差も問題となっています。

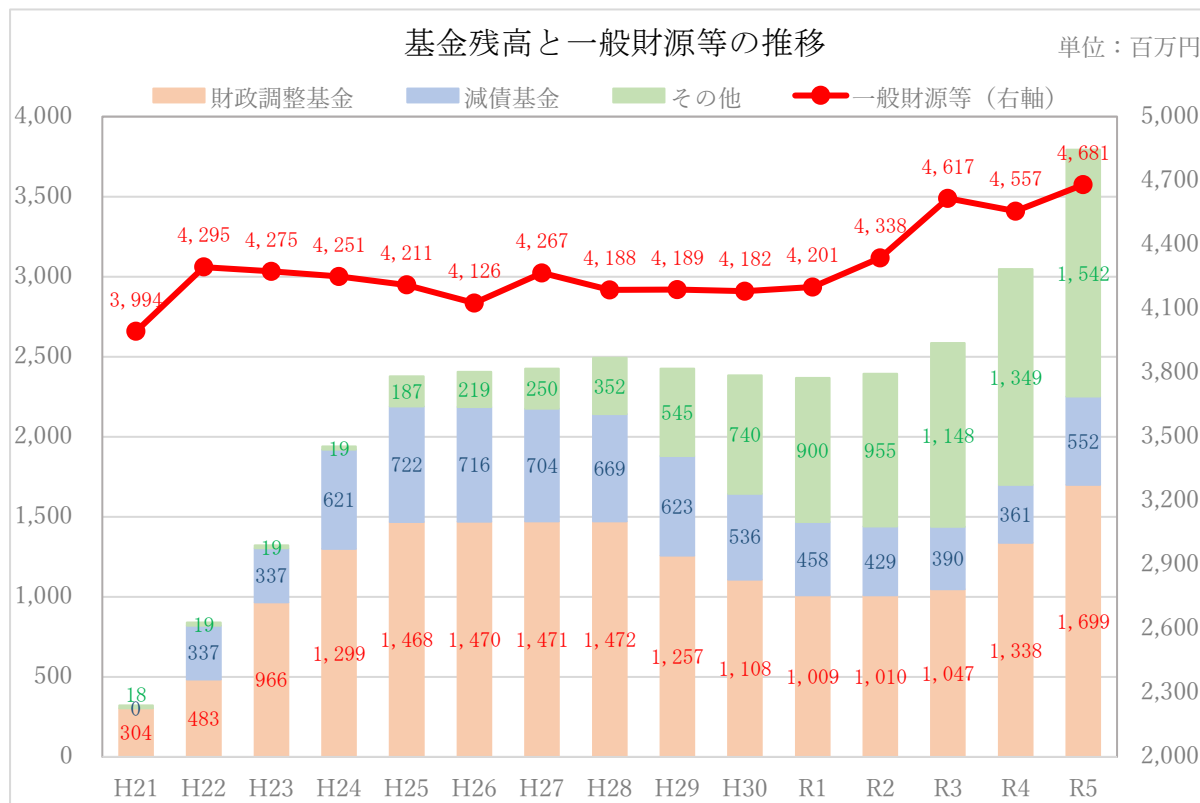
本町においては、情報格差をなくすためにスマホ教室を実施していますが、今後は高齢化を踏まえた情報弱者に対する仕組みづくりを整理し、誰一人取り残さないデジタル技術・データの利活用を通じて課題を解決する取組が求められています。

2. 財政状況と今後の見通し

(1) 本町の財政状況

地方公共団体の財政が健全な状態とは、収支が均衡した状態が維持できていることであり、実際の財政運営においては、経済の不況による税収の落ち込みなど予定していた収入が見込めず、貯蓄にあたる基金を取り崩して財源不足を調整することがあります。しかし、恒常的に基金を取り崩している状態が続いていればそれは収入に見合った支出になっていない可能性があり、基金残高は健全な財政が維持できているかを判断するための重要な目安となります。

本町の過去15年間の基金残高の推移を見ると、普通交付税の歳出特別枠が増額された平成21（2009）年度から一般財源等の増加と連動するように基金残高は平成25（2013）年度にかけて年々増加しました。平成25（2013）年度以降は、ほぼ同水準で推移しているため、収支がほぼ均衡している状態になっているといえます。令和3（2021）年度以降も一般財源等の増加と連動するように基金残高は年々増加しています。基金残高の主な増加要因は、前年度決算で生じた剰余金の一部を財政調整基金に積み立てたことや、ふるさと応援寄附金が増加したことなどによるものです。令和6年（2024）年度以降は、庁舎等建設事業や小学校統合事業に係る取り崩しが見込まれることや、当該事業に係る町債の償還が始まっていくことから、現在の収支の状態が続いたとしても基金残高は年々減少していく見込みです。



▲基金残高の推移

- ※1 基金残高は、一般会計が所管する積立基金の年度末残高（出納整理期間の増減を含む）
- ※2 一般財源等は、町税、地方譲与税、税交付金、地方交付税（基準財政需要額に算入されている公債費等を控除した額）、臨時財政対策債の合計
- ※3 表示単位未満は四捨五入しています



(2) 今後の財政見通し

①収支予測

今後の財政見通しの試算に当たっての基本的な前提条件は次のとおりです。

- ❖ 財源不足額を明らかにするために、財源不足が生じた場合でも基金から補填しないものとします。
- ❖ 小学校統合事業は、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版（令和6（2024）年2月改訂）に基づく事業費（総額87.4億円（令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの事業費約86.0億円）で見込みます。
- ❖ 令和12（2030）年度までは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用期限内であるため、過疎対策事業債を充当しています。

令和11（2029）年度までの収支の累計では、約13.6億円の財源不足が生じる見込みです。

単位：百万円

区 分	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
歳入	9,501	11,659	13,480	8,621	8,732
歳出	9,639	11,932	14,517	9,828	10,089
歳入歳出差引	△ 138	△ 273	△ 1,037	△ 1,208	△ 1,357
翌年度へ繰り越すべき財源					
実質収支（収支の累計）	△ 138	△ 273	△ 1,037	△ 1,208	△ 1,357
単年度収支	△ 138	△ 135	△ 763	△ 171	△ 149

▲収支予測

※表示単位未満は四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります

②歳入の見込み

歳入の試算に当たっての基本的な前提条件は次のとおりです。

❖町税

個人町民税は、令和7（2025）年度の決算見込額としています。

❖税交付金

令和7（2025）年度の決算見込額と同額としています。

❖地方交付税

普通交付税は、基準財政需要額（標準的な財政需要）から基準財政収入額（標準的な財政収入）を控除した財源不足額が交付されるため、それぞれを試算しています。基準財政需要額では、令和10（2028）年度の統合小学校の開校に伴うスクールバス運行経費や令和6年人事院勧告に基づく給与改定による増加分を見込むとともに、過疎対策事業債などの公債費等の償還見込に応じて加算又は減算しています。また、基準財政収入額では、町税や税交付金等の各年度の見込額に基準税率（原則として75%）を乗じて見込んでいます。なお、特別交付税は令和7（2025）年度の決算見込額と同額としています。

❖ 国庫支出金及び県支出金

経常的な収入は、令和7（2025）年度の決算見込額を基本に見込んでいます。また、臨時的な収入は小学校統合事業に係る国庫補助金などを見込んでいます。

❖ 繰入金

減債基金と職員退職手当基金からの繰入は、各年度の負担を平準化させるため必要額を見込んでいます。

❖ 町債

小学校統合事業に係る町債として令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの間で約69.4億円を見込んでいます。また、令和7（2025）年度の臨時財政対策債が平成13（2001）年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなることから令和8（2026）年度以降も見込んでいません。

単位：百万円

区 分	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
町税	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893
地方譲与税	68	68	68	68	68
税交付金	501	501	501	501	501
地方交付税	3,160	3,396	3,303	3,454	3,456
国庫支出金	1,205	1,311	1,424	730	730
県支出金	792	721	755	718	718
繰入金	268	97	47	165	262
町債	765	2,720	4,639	243	255
その他	849	949	849	849	849
合 計	9,501	11,659	13,480	8,621	8,732
一般財源等	5,621	5,857	5,764	5,914	5,917

▲ 歳入の見込み

※1 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります

※2 一般財源等は、町税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計



③歳出の見込み

歳出の試算に当たっての基本的な前提条件は次のとおりです。

❖人件費

正規職員数は令和7（2025）年度と同数で見込んでいます。また、職員の給与等は、令和6年人事院勧告に基づく給与改定を見込んでいます。

❖普通建設事業費

小学校統合事業は、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版（令和6（2024）年2月改訂）に基づく事業費（令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの事業費約81.8億円）で見込んでいます。

❖物件費

小学校統合事業は、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版（令和6（2024）年2月改訂）に基づく事業費（令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの事業費約4.3億円）で見込んでいます。また、統合小学校の開校に伴うスクールバス運行経費を見込んでいます。

❖補助費等

定住促進奨励金は現行制度（令和9（2027）年度まで）における必要額を見込んでいます。また、くらて病院運営費負担金は新病院建設に伴い発行した地方債の元利償還金に対する交付税の増額分を見込んでいます。

❖繰出金

国民健康保険事業特別会計への法定外繰出金は見込んでいません。

❖前年度繰上充用金

前年度に財源不足が生じている場合に計上しています。

単位：百万円

区 分	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
人件費	1,499	1,455	1,459	1,527	1,530
扶助費	1,605	1,605	1,605	1,605	1,605
公債費	967	1,019	883	1,025	1,110
普通建設事業費	918	3,026	5,526	297	322
物件費	1,588	1,682	1,857	1,432	1,413
維持補修費	52	51	31	28	28
補助費等	1,794	1,681	1,627	1,653	1,649
積立金	301	361	341	301	298
投資及び出資金	81	81	81	90	90
繰出金	833	833	833	833	833
前年度繰上充用金	0	138	273	1,037	1,208
合 計	9,639	11,932	14,517	9,828	10,089

▲歳出の見込み

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります

④年度末基金残高の見込み

令和 11（2029）年度までの収支の累計では、約 13.6 億円の財源不足が生じる見込みであり、その財源不足を基金から取り崩した場合、一般会計分の基金残高は約 28.8 億円となり、令和 7（2025）年度と令和 11（2029）年度の基金残高を比較すると、財政調整基金及び減債基金は減少し、特定目的基金は増加することになります。

主な基金の取崩し額及び積立額は以下のとおりです。

❖財政調整基金

取崩し額は、令和 7（2025）年度から令和 9（2027）年度までの財源不足額として総額約 13.6 億円を見込んでいます。

❖減債基金

取崩し額は、各年度の公債費負担を平準化させるため総額約 4.1 億円を見込んでいます。

❖職員退職手当基金

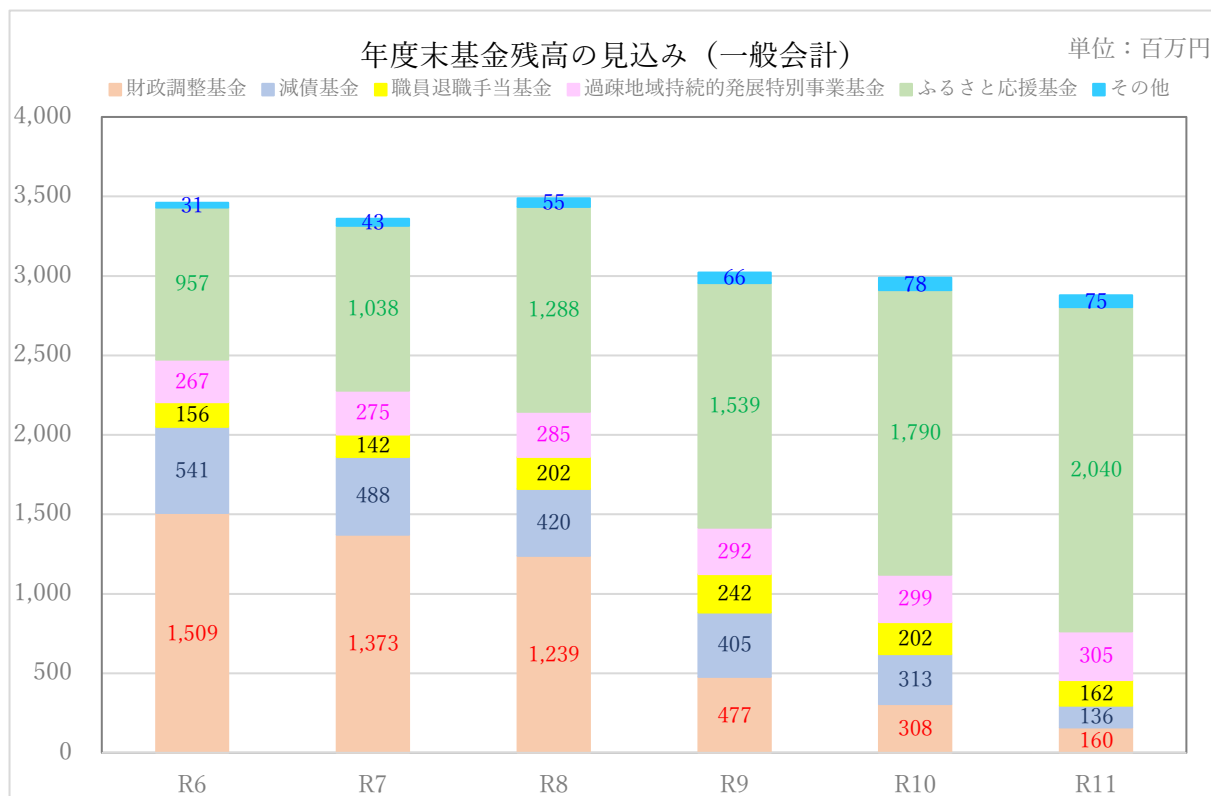
取崩し額及び積立額は、各年度の負担を平準化させるため、取崩し額は総額約 0.9 億円を積立額は総額約 1.0 億円を見込んでいます。

❖過疎地域持続的発展特別事業基金

取崩し額は、定住促進奨励金の必要額として総額約 1.4 億円を見込んでいます。積立額は、過疎地域持続的発展特別事業の財源に充てるため総額約 1.8 億円を見込んでいます。

❖ふるさと応援基金

積立額は、ふるさと応援寄附金から総額約 12.5 億円を見込んでいます。



▲基金残高の見込み

※ 1 基金残高は、一般会計が所管する積立基金の年度末残高見込（出納整理期間の増減を含む）

※ 2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります